

## 検討項目2: 法人役員への官庁OBの在籍状況・給与等は適正か

### 在籍状況について

- 特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準  
(平成14年4月26日 閣議決定)

#### 3. 機関

##### (1) 役員

- ④ 役員のうち、特定の企業の関係者(役員、使用人、大株主等)又は所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ役員現在数の3分の1以下となっていること。

【中央協会】 役員138人のうち、厚生労働省出身者2名

特定の企業の関係者についても2名以下

※ 各業界のニーズに沿った検定制度を維持するためには、幅広い業界団体の参画が必要であるため、多数の役員が在籍することとなるもの。 非常勤役員135人(都道府県協会47、業界団体等76、企業11、中央協会1)

### 給与・退職金について

- 特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準  
(平成14年4月26日 閣議決定)

- 役員報酬等(報酬及び退職金をいう。以下同じ。)は、当該法人の資産及び収支の状況並びに国家公務員の給与・退職手当や民間の役員報酬等の水準と比べて不当に高額過ぎることなく、社会一般の情勢に適合したものとなっていること。また、法人及び所管官庁において、その支給基準が一般の閲覧に供されるとともに、インターネットにより公表されていること。

## 給与・退職金について(続き)

### ○ 独立行政法人整理合理計画(平成19年12月24日閣議決定)

#### Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

##### 1. 独立行政法人の効率化に関する措置

##### (4) 給与水準の適正化等

- ①エ 主務大臣は、各独立行政法人に対して、**独立行政法人の長の報酬を各府省事務次官の給与の範囲内**とするよう要請すること。

※ 退職金については具体的な基準は示されていない。

### ○ 「特例民法法人に対する指導監督の一層の適正化について」(平成20年12月厚生労働省総第1201001号)における「特例民法法人の役員の報酬に関するガイドライン」

#### 第3 具体的基準

特例民法法人の常勤の役員の報酬額については、以下の基準によるものとする。

- 1 **理事長等**(理事長、会長等であって、当該特例民法法人においても最も高い額の報酬を受けている者をいう。以下同じ。)の報酬については、**事務次官の報酬相当額の範囲内**とすること。

※ 退職金については具体的な基準は示されていない。

## 給与について

【中央協会】 **理事長**:月額1,052千円、年間給与17,003千円(平成22年度報酬)

【国】 **事務次官**:月額1,421千円、年間給与22,765千円

(平成22年度人事院勧告に基づくモデル給与例)

## 退職金について

○ 中央職業能力開発協会「役員退職金規程」(昭和55年規程第19号)

### 第2条

2 退職金の額は、在職期間1月につき、その者が退職した日における本俸月額に100分の12.5を乗じて得た額の範囲内の額とする。

(例) 退職手当: 在職2年間(24月)の場合

(単位円)

役員	イ 本俸	ロ 在職月数	ハ 支給割合	合計 イ×ロ×ハ
理事長	937,600	24月	100分の12.5	2,812,800
常務理事	795,200	24月	100分の12.5	2,385,600